

掛川市教育委員会定例会会議録

教育委員会事務局

会議の名称	平成27年1月掛川市教育委員会定例会																																														
場 所	中央図書館 会議室A	作 成 者	教育委員会教育政策室 富田正昭																																												
開催日時	平成27年1月30日(金) 午後1時30分から午後4時00分まで																																														
作成日時	平成27年2月12日(木)	次回開催日	平成27年2月23日(月)																																												
資 料	下記会議次第及び別紙添付資料のとおり																																														
出席者	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>小野恵美子</td> <td>学務課長</td> <td>中根純一</td> </tr> <tr> <td>委員長職務代理者</td> <td>山本和子</td> <td>学校教育課長</td> <td>佐藤嘉晃</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>永田孝明</td> <td>社会教育課長</td> <td>松本一男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>松浦昌巳</td> <td>図書館長</td> <td>村松武行</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>浅井正人</td> <td>企画調整課主幹</td> <td>大井敏久</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>平出良夫</td> <td>企画調整課長</td> <td>赤堀純賢</td> </tr> <tr> <td>子ども希望部長</td> <td>佐藤益男</td> <td>教育政策室長</td> <td>赤堀賢司</td> </tr> <tr> <td>企画政策部長</td> <td>中山雅夫</td> <td>教育政策室長</td> <td>豊田彰正</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指導室長</td> <td>片山能志</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主事</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>企画係長</td> <td></td> </tr> </table>			委員長	小野恵美子	学務課長	中根純一	委員長職務代理者	山本和子	学校教育課長	佐藤嘉晃	委員	永田孝明	社会教育課長	松本一男	委員	松浦昌巳	図書館長	村松武行	教育長	浅井正人	企画調整課主幹	大井敏久	教育次長	平出良夫	企画調整課長	赤堀純賢	子ども希望部長	佐藤益男	教育政策室長	赤堀賢司	企画政策部長	中山雅夫	教育政策室長	豊田彰正			指導室長	片山能志			主事				企画係長	
委員長	小野恵美子	学務課長	中根純一																																												
委員長職務代理者	山本和子	学校教育課長	佐藤嘉晃																																												
委員	永田孝明	社会教育課長	松本一男																																												
委員	松浦昌巳	図書館長	村松武行																																												
教育長	浅井正人	企画調整課主幹	大井敏久																																												
教育次長	平出良夫	企画調整課長	赤堀純賢																																												
子ども希望部長	佐藤益男	教育政策室長	赤堀賢司																																												
企画政策部長	中山雅夫	教育政策室長	豊田彰正																																												
		指導室長	片山能志																																												
		主事																																													
		企画係長																																													

会議次第

1 開 会

2 12月教育委員会定例会会議録の承認について

3 教育長の報告

(事務報告及び行事予定)

4 協議事項

- (1) 掛川市教育委員会委員の辞職について
- (2) 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- (3) 掛川市学校給食基本計画(案)について
- (4) 掛川市松ヶ岡整備基金条例の制定について
- (5) 二の丸美術館の市長部局への委任について
- (6) 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について
- (7) 掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について
- (8) 平成27年度子ども希望課主催の教職員研修(案)について

5 報告事項

- (1) 掛川市内小中学校のあらわれについて
- (2) 平成26年度小・中学校卒業式について
- (3) 平成27年度小・中学校入学式について
- (4) 平成26年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者について
- (5) 掛川市教育情報化推進基本計画(案)について
- (6) 平成27年掛川市成人式について
- (7) 平成26年度掛川市立図書館利用状況について
- (8) 平成27年度掛川市立図書館カレンダーについて
- (9) 平成27年度掛川市立幼稚園 新入園児募集結果及び総園児数見込みについて

(10)平成26年度市立幼保園・幼稚園卒園式について

(11)平成27年度市立幼保園・幼稚園入園式について

6 その他

(1) 次回定例会の日程等について

7 閉 会

協議事項

(1) 掛川市教育委員会委員の辞職について

委員長から掛川市教育委員会委員の辞職について、以下のとおり説明があった。

委員長：「掛川市教育委員会委員の辞職について」であります。教育長から、1月28日付で「一身上の都合により、平成27年3月31日をもって教育委員会委員を辞職したい旨の辞職願が、教育委員会宛に提出されましたので、議題といたします。」

教育長から何か御発言ございますか。

教育長：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、同意を求めるものであります。

辞職に至った経緯であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大きな改正に伴い、4月1日から新教育委員会制度がスタートする訳であります。その中の総合教育会議と大綱につきましては、新制度に基づき事業が進められる訳であります。新教育長の制度につきましては、教育長の任期である平成28年5月までの経過措置も考えられる選択肢のひとつであります。今まで、教育委員会の構成は、教育委員5人の内、教育委員会委員長と教育長と委員3人でありました。新制度で4月1日から新教育長の制度を選択しますと、委員長と教育長が一本となり、その他の4人は教育委員という構成になります。掛川市としましては、一つだけ旧制度のままであるよりも3点セットでスタートした方が、教育委員会の事業を一層活発に、また充実して進められると考えました。3月31日をもって、私が辞職をすることにより、その制度が生かされると考え、辞職願を提出した次第であります。以上です。

委員長：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定によりますと、委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができるとありますので、委員の皆様から、御意見等お願いします。」

委員：この新制度によって、委員長の職がなくなる訳ですから、委員長の御意見をお伺いします。

委員長：私は、異議ありません。

他に意見無し

委員長：それでは、御意見等なければ、掛川市教育委員会委員の辞職について同意することといたしますが、よろしいですか。

委員より、異議なし

特に意見はなく、同意された。

(2) 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

教育政策室長から、掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、以下のとおり説明があった。

「掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」、今回お願いする改正は3点についてであります。

今回の改正は「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い行うものであります。

改正内容の1つ目は、教育長が一般職から特別職に変更となったこと及び職務専念義務が規定されたことに伴い、第1条の条文の該当箇所を削除するとともに、職務に専念する義務に関して追加するものです。

2つ目は、教育長の任期が4年から3年となることに伴い、第5条第3項中、退職手当の支給対象月数の上限を、48ヶ月から36ヶ月に改めるものです

3つ目は、職務に専念する義務の特例について新たに定めるものであります。

なお、施行期日は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正の施行日である平成27年4月1日からとしております。

以上が説明でございます。

特に意見はなく、承認された。

(3) 掛川市学校給食基本計画（案）について

学務課長から、掛川市学校給食基本計画（案）について、以下のとおり説明があった。

掛川市学校給食基本計画案が出来上がりましたので報告させていただきます。前回説明させていただいた基本構想と重なる部分につきましては、説明を省略させていただき、新たに追加した部分と主な部分を中心に説明させていただきます。

まず、表紙であります。市長から新設する学校給食センターが「市民の食の拠点」となるようにしたいとの思いから、サブタイトルとして「かけがわ 食の拠点づくり」を追加しました。

「はじめに」では、子どもたちに対する食育の重要性、学校給食が食育の生きた教材であること、高い衛生管理基準が学校給食施設に求められていること、協働のまちづくりに貢献する食に関する市民活動の拠点として学校給食施設を整備することの4点を重点項目として盛り込んでいます。

第1部掛川市の学校給食の第1章総論では、現状とこれまでの経過、計画の期間等を盛り

込み、第2章基本理念では、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ること等、学校給食の目的と5つの基本方針である「安全・安心でおいしい給食の提供」や「食育の推進及び地場産物の積極的な活用」等を掲げてあります。

第2部掛川区域8調理場の統合整備の第1章現状と課題及び第2章施設整備では、8調理場の現状と課題の検討を重ねた結果、新エコポリス第2期工事区画が最適であり、6,000食規模の給食センターを公設で整備し、調理配送を民間に委託する公設民営方式を採用することとしました。平成29年9月の供用開始を目標に事業を進めていきます。第3章基本方針に基づく整備では、5つの基本があります。1つ目は「安全・安心でおいしい給食」に努めるものであります。施策としましては、アレルギー対応食の調理等食物アレルギーの対応、新学校給食センター内に見学通路を作り、試食コーナーを設置する等おいしい給食の追求に努めていくものです。2つ目は「食育の推進及び地場産物の積極的な活用」であります。施策としましては、食育の推進や食育関連団体の活動を支援し、協働による事業の推進、食育体験活動を計画するなど市民への食育を広めていくこと、地場産物の積極的な活用であります。3つ目は「災害時支援機能」であります。施策としましては、災害時の食の支援や非常食の備蓄等に努めるものであります。4つ目は「環境への配慮」であります。施策としましては、調理の際発生する残飯などを廃棄することなく畜産業者に提供し、家畜等の糞が農業肥料として野菜等の栽培に活用され、肉や野菜が再び給食の食材として循環するサイクルを確立し、循環型社会に貢献できる施設としていきます。5つ目は「経営の効率化」であります。施策としましては、施設の設計等に関わった業者にアドバイザーとして指導していただき、熱源、空調など、ランニングコストの削減に努め安定的・経済的な施設となるよう努めるものであります。第4章設備と運営では、主なものとして「献立」があります。施策としましては、リスク分散やおいしい給食づくりの観点から、2献立として実施予定であります。因みに6,000食規模の調理場であれば、2献立が主流であり、先進地を参考としたり、3献立との比較検討をした結果、2献立が最適であるという結論に達し、2献立を採用しました。その他特徴的なものとして「熱源」があります。ガスを使って電気と熱を取りだし利用するガスコージェネレーションの導入を検討していきます。他には「調理諸室等」であります。安全・安心な給食の提供が可能となる調理諸室等を整備していきます。具体的には、給食エリアの中に汚染作業区域である荷受室等と非汚染作業区域である調理室やアレルギー食専用調理室等を分けて配置するものです。

今後の予定であります。この掛川市学校給食基本計画案を2月9日に庁議に諮りまして、認めていただければ、2月20日には、市議会全員協議会で報告し、そして市民に公表していくという流れであります。説明は以上であります。

委員：時々、地場産品を使っていく方針ということによろしいですか。

学務課長：そのとおりであります。

委員長：現在は、各給食施設で2献立を採用しているのですか。

学務課長：現在は、1献立を採用しています。一番大きい施設で2,600食を作っていますが、通常この規模ですと1献立が採用されています。新給食センターでは、例えば、リスク分散の観点から、揚げ物と焼き物等の2レーンで調理していくことを計画しています。3レーンも検討しましたが、コスト面や調理員の業務量等を考慮し2レーンとしました。

委員： 1月の教育委員会の視察で、世田谷美術館を視察し、隣接する焼却場からパイプで熱源をいただき、1日当たり500万円の節約ができていたとのことでした。今回、エコポリスに新給食センターを建設するに当たり、環境資源ギャラリーやたまりーな等の施設が近いので何か連携して相乗効果を生むような企画があったらいいと思います。隣接施設とコラボレーションするような計画はありますか。

また、市民の方が、施設を見学したり、給食の試食ができることはとてもいいことだと思いますので、是非進めていただきたいと思います。

学務課長：今のところ、環境資源ギャラリーや周辺の企業等と連携する事業の計画はありませんが、将来的に、熱源において天然ガスをいくつかの企業等と共同連携して、主要なガスパイプラインから引いてくること等が考えられます。距離的な問題やコスト面の課題もありますので、今のところ計画はありませんが、検討はしていきたいと考えています。前任の部署で環境資源ギャラリーの熱を「たまりーな」のプールに利用することも検討したことがありましたが、距離的な問題やイニシャルコストの面から断念した例もあります。

施設の試食コーナー等に関しましては、給食レストランという思いはありますが、目的外使用となりますので、市民から事前予約をいただいて、1日10食から20食程度の試食を考えています。試食後は、アンケートや感想をいただき、今後の給食の献立に生かしていきたいと考えています。

委員：世田谷美術館は、ほぼ真横に焼却場があるので、熱源が利用できたのだと思います。計画的に施設が作られたという印象を持ちました。

学務課長：環境資源ギャラリーからの熱源の送出方法や新給食センター熱の受け方、パイプの距離等の課題はありますが、検討させていただきます。

職務代理：食育の観点から、お母さん方を対象とした子どものための料理教室等も開設されたらいいと思います。また、核家族のお母さん方も多いので、子どもたちの年代に合わせた栄養の相談コーナー等も設置して活用していく方法もあると考えます。

細かい点で申し訳ありませんが、掛川市学校給食基本計画案のサブタイトルであります「～かけがわ食の拠点づくり～」については、皆さんにわかりやすく解釈していただくため、「かけがわ」と「食の拠点づくり」の間にスペースを入れた方がいいと思います。

学務課長：学校給食で食育をしていいかという課題はありますが、一番の問題は、家庭での食育であると考えます。誰がどのように指導していくとか、費用面の課題もありますが、食推協の御協力をいただきながら、お母さん方に指導していただければと考えています。

サブタイトルにつきましては、スペースを入れるようにしたいと思います。

その他に意見はなく、承認された。

(4) 掛川市松ヶ岡整備基金条例の制定について

社会教育課長から、掛川市松ヶ岡整備基金条例の制定について、以下のとおり説明があった。

掛川市松ヶ岡整備基金条例の制定について、御説明します。

制定の理由は、これまでも御案内のとおり、松ヶ岡プロジェクトでは、松ヶ岡の修復と掛川銀行の復元を行うため、市内外からの寄付金によって賄うこととしています。この度、掛川市が寄付金の窓口となることで、寄付しやすい環境を作り、プロジェクト推進のために基金設置の条例を制定するものです。

条例の内容であります。本条例は、7条により構成しており、第1条では設置の目的、第2条では寄付金その他の収入により基金を積み立てるとしてあります。第3条では基金の管理方法について、第4条運用益金の処理では、収益は一般会計に計上して、基金に編入することとし、第5条で繰り替え運用について定めています。繰替運用であります。市長は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができるとなっています。第6条で基金の処分について触れ、第7条で市長への委任事項を定めています。なお、附則において、公布の日から施行すると規定しています。条例に関する説明は以上です。

ここで、市民活動としてのプロジェクト推進委員会の活動について、少し御説明します。松ヶ岡プロジェクトは、当面の作業として、松ヶ岡の修復と掛川銀行の復元を行うため、募金活動を中心に行うとしておりますので、柳澤伯夫先生を委員長にした松ヶ岡保存活用検討委員会を発展させた形の「松ヶ岡プロジェクト推進委員会」を組織し、メンバーに区長会や地元区の関係者、商工会議所や茶商関係者、市内金融関係者、観光協会関係者、運送関係者など、多分野、多方面の市民、多くの方々に加わっていただき、進めていくとしています。そして、2月14日土曜日にプロジェクト推進委員会を立ち上げ、募金活動と共に松ヶ岡の修復事業、掛川銀行の復元事業等を進めていくこととしています。

以上、条例の制定について、御協議、よろしくお願ひします。

委員：募金の目標額の上限はどのくらいの額を想定していますか。

社会教育課長：検討委員会の中で話されてきたところでは、竹の丸や報徳社大講堂等の修復を参考にし、松ヶ岡の修復に概算で約4億円であります。この費用については、11月補正により予算化した950万円で松ヶ岡修復計画を立てますので、具体的な修復費用も示されることとなります。また、掛川銀行の復元には、当時の写真等が発見されまして、建物が建坪で約86坪、土地の取得と合わせて約2億円を見込んでいます。合わせて6億円の目標額としたところでは。

現在、国から交付金をいただく見込みであります。その額であります。全体の額の45%に当たる2億7千万円を見込んでいます。残りの3億3千万円の内、1億6千5百万円を市外、県外の企業等から、残りの1億6千5百万円を市民、市内の企業等に寄付金をお願いし、事業に充てたいと考えています。

委員：市の寄付金には、津波対策、掛川球場等多くあるので、それぞれ意識を持って取り組み、共倒れにならないように努めていく必要があると思います。

職務代理：寄付金は、事前の広報活動に使えますか。一般市民には、山崎家と松ヶ岡の関係や掛川銀行の内容等がよくわからない人が多いと思われます。そういった方々から多額の寄付をいただくことは、難しいと思いますので、それには、シンポジウムを開催して理解を深めていただいたり、PRのための印刷代も必要となります。寄付金を集める前に、市民に充分理解をしていただくことが大切であると考えます。

社会教育課長：PRは必要と考えています。プロジェクト委員会等を立ち上げて、その中で検討していきたいと考えています。また、管理運営をどのようにしていくか、完成したものを活用し収益をどのように上げていくかといった課題もありますので、それぞれを整理して取り組んでいきたいと思います。

その他に意見はなく、承認された。

(5) 二の丸美術館の市長部局への委任について

企画政策部長から、二の丸美術館の市長部局への委任について、以下のとおり説明があった。

二の丸美術館については、平成10年に設立され、これまで教育委員会部局の文化課などで所管されてきました。

しかしながら、平成22年度には社会教育課から文化財を除く文化振興部門が市長部局の生涯学習協働推進課へ移管され、関連施設である「掛川城」や「御殿」、「二の丸茶室」なども併せて移管されております。

この時の移管の理由としては、文化振興の範疇が大変幅広く、文化財以外の生活文化などを含めて推進していくことを考えると、市長部局で推進することが最も進めやすい形であるとの判断があったと考えます。

しかし、この際「二の丸美術館」については移管がされず、社会教育施設としての位置付けが適当との見解で現在に至っております。

文化振興を進める部局と関連する施設が、二の丸美術館においては少しイレギュラーだったということでもあります。

つきましては、今後の掛川市の文化の発展や施策の充実を図るためには、今回資料でお示しを致しましたいくつかの主旨で、二の丸美術館の所管を市長部局である企画政策部へ移管することが最も適切であろうという考え方のもと、先日の協議会での御意見も踏まえ、4月から所管を市長部局に移すことを御提案させていただきます。

先程申し上げましたような背景があったことを御理解いただいた上で、新年度から二の丸美術館を市長部局へ所管替えをさせていただく趣旨について御説明を申し上げます。

まず趣旨の1つ目としては「文化振興計画の策定」という動きがあるということでもあります。

これまで、掛川市には体系立った文化振興に係る計画はありませんでしたが、これからのまちづくりや文化政策を充実させていくためには、こうした計画が必要であり、市では本年度において文化振興計画を策定中であります。

現在最終取りまとめに入っており、2月の市議会全員協議会で報告のうえ、年度末までに策定を完了させる見込みであります。計画では、市が中心となり市内の様々な文化振興に関連する個人や組織・団体と協働して取り組んでいくことが方針として示されております。この文化振興計画の策定を機に、今回御提案のように文化振興の重要な担い手施設である「二の丸美術館」についても、市長部局に所管替えをし、他の施設と一体的に進めていこうというのが、1つ目の趣旨であります。

次に、趣旨の2つ目は、総合計画との関連であります。

総合計画においても、文化振興計画と併行して、今年度において策定作業に取り組んでお

ります。今後掛川市の10年、20年先を見据えた中で推進する施策を盛り込んだ内容とするものであります。この中で、特に3本柱の重要戦略として、「教育・文化」「健康・子育て」「環境」の項目について日本一を目指すことを考えております。

この中で、教育・文化については、今回新たに設定された項目であります。今後掛川市は人口減少や少子高齢化が予測されますが、これらを乗り切っていくためには、掛川市の魅力づくりが大事であります。多くの人に掛川市に住んでいただく、あるいは訪れていただくために、掛川市が持っている文化の魅力、これをさらに磨き上げて、広く海外を含めた外部に情報発信していこうという狙いがあります。この考え方にに基づき、文化施設についても出来る限り一体的に管理していこうというのが2つ目の趣旨であります。

趣旨の3つ目は、推進体制強化の意味であります。

先ほど申し上げました「文化振興計画」と「総合計画」をより効果的に推進していくためには、来年度からしっかりとした体制で臨んでいくことが必要であります。3つ目は、全体的な推進力を強化するという目的であります。新年度の体制案であります。企画政策部に文化振興室を直属の組織として配置するとともに担当参事1人を配置します。現在、文化振興係は地域支援課の課内室ですが、文化振興係を課外に出して「文化振興室」として体制強化を図る予定であります。また、国の文化振興に関する外郭団体である「地域創造」への職員派遣も予定しております。こうした推進体制の中に位置付けをし、より文化政策を強化していこうという趣旨であります。

これまで申し上げました趣旨を踏まえ、二の丸美術館を市長部局に移管して他の施設と一体的に進める有効性について、改めて3点に整理致しました。

1つ目は、市長部局で推進する形が、市内の各種団体や企業などと連携していく上で推進が図りやすいということ。

2つ目は、市役所内部の庁内体制の連携面として、特に観光部署等において事業がより進めやすいということ。

3つ目は、国県等の官公庁や国の外郭団体、企業等との連携面においても、市長部局の方が動きやすいだろうという考え方です。

次に、二の丸美術館の所管替えの方法です。

現在は、お城周辺の施設管理も含めて文化振興に関する事務等をこの第2条の「委任」という形で、教育委員会から市長部局である企画政策部長に権限を移しております。今回の二の丸美術館に関する事務を含めた管理についても、この規則の条項に沿った形で移管することを考えております。

現在のお城周辺の文化施設管理についても、この条項の第2項「市民文化の振興に関すること」という項目に含ませてあります。二の丸美術館についても、この条項の中で読み込むという考え方をしておりますので、現行規則は特に変更しないで進めたいと考えております。

次に市長部局と教育委員会部局の連携面についてであります。

事務等の移管後においても様々な面で教育委員会との連携が重要と考えております。まずは4月以降、定例教育委員会の席にも必要に応じて適時出席をさせていただき、情報提供や説明などさせていただきたいと考えております。また、4月からは市長部局に総合教育会議が設置されます。この総合教育会議では、3点について調整を行う責務があります。この機能を今後有効に活用していきたいと考えております。

御参考までに、総合教育会議では、調整事項として3つが掲げられております。1つ目は、掛川市の教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

2つ目は、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策に関すること。

3つ目は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき施策に関すること。

以上の3点であります。特に一つ目と二つ目が大きく関連を致します。

次に、博物館法との関係であります。現在二の丸美術館は、博物館法に基づく「登録博物館」となっております。所管を市長部局に移しますと登録博物館としては登録はできませんが、同等の位置付けとして「博物館相当施設」としての登録ができます。移管後は静岡県に申請をして「博物館相当施設」として登録していきたいと考えております。

博物館相当施設は位置付けとして博物館と同等であり、企画展などにおける美術品の借用等に際しても信用上の遜色はないと考えております。

御参考までに、東京国立博物館や国立西洋美術館等についても「相当施設」としての登録であります。

最後に美術館協議会の関係であります。

現在の二の丸美術館協議会については、博物館法に基づいて設置しておりますが、移管後は任意の運営協議会を設置するとともに、文化振興計画には文化政策審議会の設置が規定されておりますので、これらの協議会や審議機関の中で美術館の適切な運営を担保していくことを考えております。

以下参考として、現在策定中の文化振興計画の基本理念と基本方針、基本施策を紹介させていただきます。

基本理念としては、「掛川市民は、夢と希望あふれる未来に向かって報徳と生涯学習の精神で、文化を伝え創造していく」としております。この理念を具体化する方針として4つの基本方針を定めております。「したしむ」「つたえる」「つくる」「ささえる」の4つであります。

主要施策でありまが、芸術文化から生活文化までの広い領域について、地域性にあふれた特色のある事業を展開していくことを考えております。

次に推進体制であります。掛川市と生涯学習振興公社を推進の大きな柱として、国県はもちろん地域の団体や公共施設、企業等とも連携しながら計画の具体化を図っていくことをイメージしております。

次に、先程申し上げました博物館相当施設の指定の根拠となる国からの通知資料、教育大綱と総合教育会議の関連図を紹介させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御協議をお願い申し上げます。

委員：総合教育会議は、原則公開で事務局は市長部局に務めていただき、人づくり構想推進本部会議については、今までどおり開催されるということによろしいですね。

企画調整課赤堀：総合教育会議は、原則公開で事務局は、企画調整課が務めさせていただきます。人づくり構想推進本部会議につきましては、今のところ仮称「市長・教育委員会協議会」という名称で、意見交換を目的とした協議会を想定しています。

職務代理：美術館等の係は、現在、教育委員会の社会教育課の所管ですが、今後、地方自治法の範囲内で市長部局に所管が移った場合、管理運営等の予算は担保されるのですか。

企画調整課長：確かに地方自治法に基づいて、条例も改正されますが、改正後も変わらず予算は担保されます。

職務代理：機構改革によって、美術館等の業務が市長部局に移ったとしても、デスクワークだけでなく、心構えとして現場に足を運んでいただき、常に現場主義を貫いていただきたいと思います。機構改革によって、例えば、美術館の入館者数が激減している状況等に危機感を持ち、今後どのようにしていったらいいかという意識をみんなが持つということも必要であると考えます。よろしく申し上げます。

企画政策部長：市としましては、現在、文化振興計画を策定中であります。しっかりとした計画を策定し、事業を推進していきたいと考えています。また、来年度以降、文化振興の担当が、幅広く事業を担うこととなりますが、事業を動かすのは、人でありますので、しっかりとした意識や心構えを持つよう関係職員に伝えていきたいと考えています。

その他に意見はなく、承認された。

(6) 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について

社会教育課長から、掛川市二の丸美術館条例の一部改正について、以下のとおり説明があった。

掛川市二の丸美術館条例の一部改正につきましては、2月24日に開会する掛川市議会2月定例会に上程する「掛川市二の丸美術館条例の一部を改正する条例」を裏面のとおりに定めるものです。なお、内容につきましては、2月2日に予定している例規審査により、変更する可能性がある旨をお含み願います。

まず、改正の理由ですが、協議事項(5)において説明がありましたように、教育委員会の権限に属する「二の丸美術館の管理運営に関する事」「美術品及び工芸品の収集及び展示に関する事」の2つの事務につきまして、市長部局へ「委任」することから、掛川市二の丸美術館条例の一部を改正するものです。また、27年度開館予定のステンドグラス美術館で小中学生の観覧料を無料とすることに合わせ、二の丸美術館でも小中学生の観覧料を無料にするというものです。

改正の内容ですが、次の表中、改正前の欄の下線または太線の表示部分を改正後の欄の下線部分または太線の表示部分に改め、定めるものです。

第1条におきましては、二の丸美術館を、博物館法第18条の規定に基づく「公立博物館」から、地方自治法第244条の2の規定に基づく「公の施設」に改めます。理由は、博物館法において「公立博物館」は地方公共団体の教育委員会の所管とされていることによるものです。

第3条ほかの条項では、二の丸美術館の市長部局への委任に伴い条例中の「教育委員会」を「市長」に改めるものであります。

飛びまして、第12条（美術館協議会）におきまして、博物館法第20条第1項に基づく美術館協議会を、美術館の運営に関する事項を審査するため市長が設置する「美術館協議会」に改めるというものです。

委員につきましては、博物館施行規則第18条の協議会委員の参酌基準に基づく、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者」から、「教育関係者及び学識経験を有する者」に改めるというものであります。

また、別表におきましては、現行、常設展、特別展、個人、団体において有料である観覧料を、中学生・小学生及び小学校就学前のものにつきまして、全て無料にするというもので

あります。

なお、附則におきまして、平成27年4月1日から施行するものであります。説明は、以上です。よろしく御協議願います。

職務代理：今まで設置されていた美術館協議会の名称は変わらないという解釈でよろしいですか。また、委員の任期は一旦は、今年度で終了するという解釈でよろしいですか。

社会教育課長：美術館協議会の名称は変わらない予定であります。委員の任期につきましては、今年度で満了し、新たに美術に関する見識のある方が加わることとなります。

その他に意見はなく、承認された。

(7) 掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について

社会教育課長から、掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について、以下のとおり説明があった。

掛川市議会11月定例会において議決いただきました掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正につきまして、二の丸美術館条例の一部改正と同じように、2月24日に開会する掛川市議会2月定例会に上程する「掛川市ステンドグラス美術館条例の一部を改正する条例」として、定めるものです。

なお、内容につきましては、2月2日に予定している例規審査により、変更する可能性がある旨お含み願います。

改正の理由と改正の内容につきましては、二の丸美術館条例の一部を改正する条例と同じ内容となりますので、省略させて頂きたいと思います。

なお、附則におきまして、施行する日を書き込むもので、市議会11月定例会において制定された際、施行日を平成27年4月1日としたものを、変更するものであります。建設工事の遅れから、工事の完成はいつで、建物引き渡しはいつになるか協議中で、施行日について調整中でありまして、〇月〇日としているものであります。

説明は、以上です。よろしくご協議をお願いします。

職務代理：先日の教育委員会視察研修で、目黒区美術館と世田谷美術館を視察させていただいたところ、両美術館では、指定管理に対して会計士等のプロフェッショナルの方々に組織する運営評価委員会が、毎年採点をして、ある一定の点数を越えないと合格しないという制度がありました。逆に、掛川市の様な協議会の制度はありませんでした。掛川市では、評価委員会のような制度はありますか。

企画調整課長：目黒区美術館と世田谷美術館のような形式の運営評価委員会わかりませんが、指定管理に対し、毎年評価を実施しています。ステンドグラス美術館に関しても、今後同様に指定管理者に対し評価を実施していく予定であります。協議会に関しては、指定管理とは別に運営に関する協議がなされているところであります。

その他に意見はなく、承認された。

(8) 平成27年度こども希望課主催の教職員研修(案)について

こども希望部長から、平成27年度こども希望課主催の教職員研修(案)について、以下のとおり説明があった。

平成27年度こども希望課主催の公立幼稚園の教職員研修案についてであります。昨年度までの経過を踏まえ、10の研修を計画させていただきました。主な研修について説明させていただきます。

まず、園長管理職研修であります。指導者、管理者としての力量を磨くことをねらいとして、各自作成した資料をもとにグループ協議するものです。年2回、7月と11月に開催する予定であります。

次に、指定研究であります。研究指定園は土方幼稚園で、平成26年度に指定、平成27年11月12日に研究の成果を発表予定であります。研究は「運動遊び」でありまして、テーマは、発達段階に応じた運動遊びの推進であります。また、御出席をお願いします。説明は以上であります。

委員：私の子どもを地元の幼稚園で預かっていただいておりますが、本来、午後2時迄の授業であるにも関わらず、時々、研修等のため午後1時迄に迎えに来てほしいといったケースが見受けられます。また、私の知り合いの保護者で、他園でも同様のケースがあるということをお聞きしています。できる限り事前にお知らせいただくか、年間計画の中で、予定を示していただきたいと思っております。

こども希望部長：先ほど説明させていただいた10本の研修では、降園時間に影響が出る研修は、ほとんどないと思われませんが、園長や主任を対象とした研修等でクラス担当を持っていた先生が、出席する様な研修の時、園内でやりくりはしています。しかし、複数の先生が出席するような研修では、降園時間に影響が出ることもあります。この10本の研修につきましては、事前に2月の市内園長会等でお知らせして、各園の年間計画に反映させていただきます。その他の研修につきましては、保護者の方々に園の年間計画で事前にお示ししたり、降園時間に影響が出ないように努めてまいります。御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

教育長：幼稚園同様、小中学校でも年1、2回は、一斉の研修会があります。そのような場合は本来6時間目までである授業を5時間目までにするといったこともあります。可能な限り、そのような研修は少なめにしたり、研修があれば、年度始めに予告をして、保護者の方々にご迷惑をかけないように調整を図っていきたく考えています。

委員：南部の保育園、幼稚園は、再編が進んでいないのが現状であります。前回の定例会で幼稚園の授業料について利用者負担という文言が出てきました。保育園については、公私立とも所得によって負担額が変わることは理解できますが、新制度によってどのように変わるのか再度教えていただきたいと思っております。

こども希望部長：この制度につきましては、複雑な部分もありまして、理解しづらい面があります。子ども子育て支援制度につきましては、閣議決定され、平成27年4月からスタートすることが決定しました。保育園の保育料については、公私立とも所得階層に応じて負担額が異なりますが、幼稚園が新制度に移行した場合、公立であっても、私立であっても、市が所得

階層ごとに利用料を決めなさいということが、制度改正の主旨であります。掛川市は、今のところ平成27年度で検討し、平成28年度から新制度に移行していく方向で進んでいます。従いまして、私立幼稚園の授業料を掛川市が平成28年度から決定していくということとなります。今まで掛川市は、公立と私立で約2.7倍の利用料の格差を就園奨励費という形で解消を図ってきました。それが平成28年度からは、就園奨励費がなくなり同一の利用料となることとなります。金額につきましては、現在検討中であります。以上です。

その他に意見はなく、承認された。

報告事項

(1) 掛川市内小中学校のあらわれについて

学校教育課長から、掛川市内小中学校のあらわれについて、以下のとおり説明があった。

まず、最近のトピックですが、12月16日、「しめ縄づくり体験」が行われました。講師は原田地区シニアクラブの会員13人が務め、地域の伝統文化を学ぶとともに世代間の交流を図るため、5・6年生22人を対象に実施されました。今年で2回目という6年生の児童からは、「しめ縄が昨年に比べて上手にできた。家の玄関に飾りたい」などの感想が聞かれました。

12月18日には、上内田小学校で、5年生15人を対象とした「ものづくり出前講座」が行われ、理科の授業で電磁波を学んでいることから、掛川工業高校の設備システム科6人が講師となり、コイルや磁石を使ったモーターづくりに取り組みました。

12月17日には、東山口小学校で、1・2年生44人を対象とした防犯教室が行われました。年末年始の休みを前に、低学年の児童たちに、自分の身を守り、安心して安全な生活ができるようにと学校が企画しました。今回は、掛川市防犯リーダーの会を招いて、「体験型防犯訓練」が行われ、不審者に遭遇したときの身の守り方等を学びました。

12月の交通事故は、小学校1件、中学生2件でありました。特に大きな事故はありませんでした。

非行等問題行動は、小学校4件、中学校8件でした。大きな事件は起きておりません。

不登校は、小学校9人、中学校46人でした。

いじめ問題については、小学校2件、中学校1件という状況でした。特に、大きな問題として指導・対応に入っている案件はありませんでした。

以上が、掛川市内小中学校のあらわれに関する報告となります。

(2) 平成26年度小・中学校卒業式について

学校教育課長から、平成26年度小・中学校卒業式について、以下のとおり説明があった。

平成26年度小・中学校卒業式についてであります。小学校22校は、すべて3月20日の午前中に、中学校9校は、すべて3月20日の午後に予定されています。教育委員の皆様の御出席をお願いいたします。以上です。

(3) 平成27年度小・中学校入学式について

学校教育課長から、平成27年度小・中学校入学式について、以下のとおり説明があった。

平成27年度小・中学校入学式についてであります。小学校22校の内、原谷小、原田小は、4月6日の午前中に、その他の20校は、すべて4月7日の午前中に予定されています。

中学校9校の内、原野谷中は、4月6日の午後に、その他の8校は、すべて4月7日の午後に予定されています。以上です。

(4) 平成26年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者について

学校教育課長から、平成26年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者について、以下のとおり説明があった。

静岡県教育委員会から、市内17名の優秀教職員が表彰されることとなりましたので、報告させていただきます。被表彰者の内訳であります。幼稚園2名、小学校10名、中学校5名であります。特に学習面や部活動等の指導において特に優れた教員であります。以上です。

(5) 掛川市教育情報化推進基本計画(案)について

学校教育課長から、掛川市教育情報化推進基本計画(案)について、以下のとおり説明があった。

掛川市教育情報化推進基本計画の1月6日案であります。「第1次掛川市総合計画後期基本計画」及び「人づくり構想かけがわ」の実現を支援するためのものであります。

今まで、委員長を静岡大学の益川教授を中心として12名の委員で構成されます掛川市学校ICT基本計画策定委員会で検討を重ねてきました。2月23日の第7回策定委委員会までにこの基本計画をまとめ上げる予定となっております。

計画の中身であります。大きく5項目で構成されています。5項目については、「計画の概要」「教育情報化の背景」「掛川市における教育情報化の現状と課題」「教育情報化推進における基本方針」「具体的な施策」であります。

特に、掛川市における現状と課題であります。掛川市では、学校と教育委員会を結ぶ専用のネットワーク回線がありませんので、インフラの整備が早急の課題となっております。既存の公共施設間ネットワークを利用して整備を進めていきたいと考えています。また、現在パソコン教室等に固定式のパソコンが設置されています。今後は、パソコンのタブレット化を推進し、普通教室でも使えるように改善していきたいと考えています。

教育情報化推進における基本方針であります。情報通信技術を活用しながら幅広い知識と柔軟な思考力・創造力等が求められています。グローバル社会を生き抜くために求められる能力である「21世紀型スキル」の内、掛川市の子どもたちに対して、特に身に付けさせたい「思考力」「問題解決力」「コミュニケーション力」など6項目を「かけがわ型スキル」といい、この育成を目指す学習環境を整備することにより、21世紀を生き抜く子どもを育てることです。

具体的な施策であります。施策名は「かけがわ型スキル育成のための効果的なICT活用」であります。ICTを効果的に活用した授業研究及びICT環境の整備を進め、新たな学びによる授業を実現するために、デジタル教材や学習支援ソフトウェア等を導入する等のものです。説明は以上です。

(6) 平成27年掛川市成人式について

社会教育課長から、平成27年掛川市成人式について、以下のとおり説明があった。

1月11日日曜日に市内3箇所で開催しました「平成27年掛川市成人式」につきまして、出席人数等を報告いたします。

なお、教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、各会場に主催者として御出席いただき誠にありがとうございました。

さて、本年の成人式対象者は、平成6年4月2日から平成7年4月1日までの出生者で、掛川市全体で、男性602人、女性613人、合計1,215人で、当日出席者数は、男性501人、女性488人、合計989人、出席率は全体で81.4%でした。

参考までに、各会場での出席者数と出席率を添えさせていただきました。各会場8割を越える出席率でありましたことを御報告いたします。

なお、各会場における式典の様子ですが、掛川会場において、若干成人者からかけ声のような声が聞かれましたが、進行を妨げるような行為も無く、式典進行ができました。他の会場におきましては、穏やかで、良い成人のお祝いができました。

その他、掛川会場では、閉会后、会場外において成人者の先輩方が騒音を発したことから、近隣住民から警察にも苦情が入り、警察のパトカーが警らする事もありましたが、特にもめ事も無く午後1時30分には職員も引き上げることができました。

関係者の御協力に感謝申し上げ、報告とさせていただきます。

職務代理：掛川会場で成人の誓いを代表者が述べているときに、関係者以外のカメラマンが写真を撮っていたことが、式を妨げるほどではなかったと思いますが、不適切な行為であり、少し気になりました。会場の外であれば、問題はないように思いますが、会場内への入場の規制ができればいいと思いました。

委員：成人者の中には、毎年リムジンをチャーターして来場する人もいると聞いています。

委員：リムジンと写真がセットで、成人者から委託を受けた業者が、会場内で写真撮影をしていたのだと思います。

社会教育課長：関係者と業者の区別が付かず、入場させてしまい大変申し訳なく思います。

教育長：今後、成人者と保護者、招待者等の関係者以外の入場を制限する看板等を設置し対応していきたいと考えています。

(7) 平成26年度掛川市立図書館利用状況について

図書館長から、平成26年度掛川市立図書館利用状況について、以下のとおり説明があった。

平成26年度掛川市立図書館の4月から12月までの状況を報告させていただきます。

図書館の利用状況は、前年度と比較して、中央図書館の貸出利用者数、大東図書館の入館者数は増加していますが、入館者数、貸出冊数では3館とも減少しているのが現状です。

利用者の増加に向けて、3館それぞれで、特集コーナーの充実などによる貸出に結びつくような仕掛け作り、生涯学習ホールでの絵画展などの開催、読書活動グループと協働による図書館講座やイベントを開催し、報道機関にも取り上げていただき積極的に情報発信を行い、集客につなげるように努力しているところですが、利用者や貸出冊数の増加に結びついていないのが現状です。以上であります。

(8) 平成27年度掛川市立図書館カレンダーについて

図書館長から、平成27年度掛川市立図書館カレンダーについて、以下のとおり説明があった。

続きまして、平成27年度掛川市立図書館の開館日及び閉館日をカレンダーにしましたので御説明します。

最初に3館共通の閉館日について説明します。基本的に毎週月曜日を休館として職員も週休日としています。館内整理日ですが、中央館、大東館では毎月最終金曜日を、大須賀館では毎月最終木曜日を館内整理日として閉館日としています。その他、12月29日から1月4日まで年末年始の休館、3月31日を年度末整理日として休館日としています。

次に、祝祭日の開館ですが、中央館は祝日開館の試行として5月の連休はじめ、月曜日以外の祝日に開館し、合計10日間を試行による祝日開館として、図書館サービスに努めていきたいと考えています。

大東図書館は5月5日、9月23日、11月3日の3日間を試行による祝日開館とし、大須賀館では5月5日、9月22日、11月3日の3日間を試行による祝日開館としています。

次に、1年に1回行っていきます蔵書点検ですが、中央館では10月7日から15日までの8日間を、大東館では2月23日から26日までの4日間、大須賀館では1月26日から29日までの4日間を予定しています。

26年度との比較ですが、27年度はうるう年の関係で1日多い366日になりますが、開館日数は中央図書館が290日、うち祝日開館試行が1日多い10日間、休館日数は26年度同様、76日間となります。

大東図書館・大須賀図書館は、開館日数が2日多い288日、祝日開館試行が1日多い3日間、休館日数は、26年度より1日少ない78日間となります。

図書館における来年度の主な事業は、26年度と同様、4月のこどもの読書週間に合わせて読み聞かせ会等各種イベントの開催、10月の秋の読書週間に合わせて図書館フェスティバルを開催する予定です。また、年間を通して講座・教室、展示ホールを使ったイベントなどを開催し、図書館の利用につながるよう努力していきたいと考えています。

図書館からは以上です。

(9) 平成27年度掛川市立幼稚園 新入園児募集結果及び総園児数見込みについて

こども希望部長から、平成27年度掛川市立幼稚園 新入園児募集結果及び総園児数見込みについて、以下のとおり説明があった。

公立幼稚園の新入園児が内定しましたので報告させていただきます。3歳児クラスは新たに246人、4歳児クラスは新たに25人、5歳児クラスは新たに5人、お預かりする合計の総園児数は、851人であります。以上です。

(10)平成26年度市立幼保園・幼稚園卒園式について

こども希望部長から、平成26年度市立幼保園・幼稚園卒園式について、以下のとおり説明があった。

公立幼稚園の卒園式であります。すこやかを除く、10園では、3月17日火曜日の午前中を予定しています。すこやかにつきましては、3月21日土曜日の午前中を予定しています。教育委員の皆様につきましては、管理者として御出席をお願いいたします。以上です。

(11)平成27年度市立幼保園・幼稚園入園式について

こども希望部長から、平成27年度市立幼保園・幼稚園入園式について、以下のとおり説明があった。

公立幼稚園の入園式であります。すこやかを除く、10園では、4月9日木曜日の午前中を予定しています。すこやかにつきましては、4月2日木曜日の午前中を予定しています。卒園式と同様、教育委員の皆様につきましては、また、割り振りをさせていただきますので管理者として御出席をお願いいたします。以上です。

その他

(1) 次回定例会等の日程等について

① 2月教育委員会定例会日程

日 時： 2月23日(月) 午前10時00分～
開催場所： 南館教育委員会室

② 3月教育委員会定例会日程

日 時： 3月27日(金) 午前11時00分～
開催場所： 南館教育委員会室

(2) 臨時会の日程について

- ① 教育委員会臨時会 3月 2日(月) 午後3時～ ・教職員人事関係
② " 3月20日(金) 午後5時～ ・市職員人事関係

(3) その他の予定について

① 第3回「人づくり構想かけがわ推進本部会議」

日 時： 2月19日(木) 午後3時00分～
開催場所： 庁議室

② 西中学校校舎増築工事落成式

日 時： 3月 9日(月) 午前11時00分～
開催場所： 西中学校

③卒園式

ア「すこやか幼稚園部」を除く各園

日 時： 3月17日（火）

イ「すこやか幼稚園部」

日 時： 3月21日（土）

④小中学校卒業式

日 時： 3月20日（金）

開催場所： 各小中学校

⑤教職員離任式

日 時： 3月27日（金）午前10時00分～

開催場所： 市役所4階会議室

(4) 案 内

①保幼小中合同美術展

日 時： 1月31日（土）～ 2月 1日（日）

午前9時～午後4時

開催場所： 生涯学習センター